

(別記)

アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

4の(2)のア中「3パーセント」を「1パーセント」に改める。